

## 立川市ブランドメッセージロゴマーク使用要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市の魅力を一言で表す合言葉として制作された立川市ブランドメッセージロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用について必要な事項を定めることにより、市のイメージアップを図り、市の魅力の発信を促すことを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱においてロゴマークとは、別表に掲げるものをいう。

### (ロゴマークの使用)

第3条 ロゴマークは、第9条各号に掲げる事項を遵守するほか、自由に使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに掲げる者を除く。

- (1) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業を営む者
- (2) 立川市暴力団排除条例（平成23年立川市条例第14号）第2条第1号に掲げる暴力団、同条第2号に掲げる暴力団員又は同条第3号に掲げる暴力団関係者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に該当する事業又は類似する事業を行う者
- (4) 政治、思想又は宗教の活動に利用する者
- (5) その他市長が使用について不相当と認めた者

2 営利を目的とした事業者等（以下「営利使用者」という。）は、前項の規定にかかわらず、あらかじめ承認を受けるものとする。

### (使用の承認申請)

第4条 営利使用者は、前条に規定する承認を受けようとするときは、ブランドメッセージロゴマーク使用申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて提出するものとする。

### (使用の承認)

第5条 前条の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

- (1) ロゴマークのイメージを損ない、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 市の信用若しくは品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (4) 第三者の利益を害し、又は不当な利益を得るために利用されるおそれがあると認め

られるとき。

- (5) 政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (6) 市の事業又は市が認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれがあると認められるとき。
- (7) 自己の商標又は意匠として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (8) その他市長が使用について不相当と認めたとき。

2 前項の規定により使用を承認するときはブランドメッセージロゴマーク使用（変更）承認書（第2号様式）により通知し、承認しないときはブランドメッセージロゴマーク使用不承認通知書（第3号様式）により通知する。

3 前項の規定による使用の承認（以下「使用承認」という。）に当たっては、必要な条件を付することができる。

（使用料）

第6条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

（使用承認期間）

第7条 使用承認の期間は、第5条第2項の規定による承認を受けた日から起算して1年を経過する日以後最初の3月31日までとする。ただし、更新することができる。

（権利の帰属）

第8条 ロゴマークに関する一切の権利は、市に帰属する。

（使用上の遵守事項）

第9条 営利使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、市長が指示する使用条件に従うこと。
- (2) 定められた色、形状等を正しく使用すること。
- (3) ロゴマークのイメージを損なう使用をしないこと。
- (4) 使用承認により生じた権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) ロゴマークを独占的に自己のものとして商標又は意匠に使用しないこと。
- (6) 市の信用若しくは品位を傷つける使用をしないこと。
- (7) 法令若しくは公序良俗に反する使用をしないこと。
- (8) 第三者の利益を害し、又は不当な利益を得るために使用をしないこと。
- (9) 政治、思想若しくは宗教の活動に使用しないこと。

(10) 市の事業又は市が認めた関連事業を推進する上で支障となる使用をしないこと。

(11) その他市長が不相当と認める使用をしないこと。

(承認内容の変更)

第10条 営利使用者は、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめブランドメッセージロゴマーク使用変更申請書（第4号様式）を提出し、その承認を受けるものとする。

2 前項の規定による変更を承認するときは、ブランドメッセージロゴマーク使用（変更）承認書により通知するものとする。

3 営利使用者は、変更申請の承認後についても、前条各号に掲げる事項を遵守するものとする。

(使用の中止)

第11条 営利使用者は、ロゴマークの使用を中止する場合は、速やかにブランドメッセージロゴマーク使用中止届（第5号様式）を提出するものとする。

(使用の報告)

第12条 第5条第2項の規定による承認を受けた営利使用者は、ロゴマークを使用したときは、ブランドメッセージロゴマーク使用報告書（第6号様式）を提出するものとする。

(使用等の公表)

第13条 市長は、使用承認の内容、前条及び第15条の規定による報告の内容等を市のホームページ等に掲載するものとする。

(承認の取消し)

第14条 営利使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用承認を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正の手段により使用承認を受けたとき。

(2) 第5条3項に規定する条件又は第9条各号に掲げる事項に違反したとき又は違反したことが判明したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

2 前項の規定により使用承認を取り消したときは、営利使用者に対し、その理由を明記した書面をもって通知するものとする。

3 第1項の規定により使用承認を取り消された者は、前項の規定による通知があった日以後、当該使用承認により作成した物品等を使用しないものとする。

4 市は、使用承認を取り消したことにより生じた損害については、賠償する責任を一切負わない。

(営利使用者以外の使用者の報告)

第15条 営利使用者以外の者は、報告を求められたときは、ブランドメッセージロゴマーク使用報告書を提出するものとする。

(責任の制限)

第16条 市は、ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）が当該使用により生じた損害については、賠償する責任を一切負わない。

2 使用者がロゴマークの使用によって第三者に対して損害を与えた場合において、市は、損害賠償その他法律上の責任を一切負わない。

(委任)

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、総合政策部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月20日から施行する。

別表（第2条関係）

	カラー	モノクロ	白文字
メイン メッセ ージ  (横組み)			
メイン メッセ ージ  (縦組み)			

ボディ コピー	—	<p>にぎやかすぎず、静かすぎず。 まちと自然のちょうど良さ。 ひとりになりたい時は、放っておいてくれる。 まちに出かければ、誰かに出会える。 それぞれの場所で、季節ごとに様々な表情を見せてくれる。 何でもある、がそこにある。 全部が一番いい、立川らしさ。</p>	<p>にぎやかすぎず、静かすぎず。 まちと自然のちょうど良さ。 ひとりになりたい時は、放っておいてくれる。 まちに出かければ、誰かに出会える。 それぞれの場所で、季節ごとに様々な表情を見せてくれる。 何でもある、がそこにある。 全部が一番いい、立川らしさ。</p>
------------	---	--	--